

# 桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業名

桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務

## 2. 当該事業の目的、概要

### (1) 目的

自殺対策基本法に基づく自殺対策計画及び健康増進法に基づく健康増進計画（以下「健康づくりビジョン」という。）の策定にあたり、住民アンケート調査の実施・集計・分析、並びに自殺対策に係る現状分析及び課題整理等を行い、計画策定の基礎資料とする必要がある。

このため、各制度に関する専門的知識や同種業務の実績を有し、自殺対策及び健康増進を取り巻く環境について深い理解を有する事業者から調査・分析に係る適切な支援を受けることにより、本市の現状や地域特性を的確に反映した基礎資料を整備し、実効性の高い自殺対策及び健康づくり施策の推進を図ることを目的とする。

### (2) 業務内容

別紙1 桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務委託仕様書を参照

### (3) 予定契約（履行）期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

### (4) 見積限度額（予定価格）

2, 746, 000円（令和8年度及び令和9年度額）

令和8年度会計履行高予定額 2, 145, 000円

（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度会計履行高予定額 601, 000円

（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 参加資格要件

本件に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、申立てをした者であっても更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定を受けた者を除く。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は特別清算開始の申立てをしていない者、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、破産手続開始の申立てをした者であっても、復権した者又は復権の決定を受けた者を除く。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受けるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年11月16日告示第206号）の別表第1に該当しない者であること。
- (7) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者（登録申請中の者も含む）であること。ただし、公募型プロポーザル方式により契約相手先候補者となった時点で速やかに名簿登録できる者については、この限りでない。
- (8) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年桑名市告示第159号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本件事業者の選定に係る審査のために委嘱された審査員と、資本金又は人事面において関連のない者であること。

#### 4. 全体スケジュール

| 内 容                 | 期 間 等        |
|---------------------|--------------|
| 公募の開始               | 令和8年5月27日（水） |
| 質問の受付期限             | 令和8年6月3日（水）  |
| 質問への回答              | 令和8年6月12日（金） |
| 参加申込等の提出期限          | 令和8年6月22日（月） |
| 参加資格の確認通知           | 令和8年6月30日（火） |
| 企画提案書等の提出期限         | 令和8年7月15日（水） |
| 審査実施通知              | 令和8年7月17日（金） |
| 審査（書類、プレゼン・ヒアリング審査） | 令和8年7月22日（水） |
| 審査の結果通知・公表          | 令和8年7月下旬     |
| 契約の締結               | 令和8年7月下旬     |

#### 5. 事前説明会

開催しない。

#### 6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限  
令和8年6月3日（水）午後4時30分まで（必着）
- (2) 質問方法

期限までに、様式1「公募型プロポーザル質問書」を電子メールで保健医療課に提出すること。

なお、件名は「【質問書】桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務」とし、必ず電話で電子メールの到着確認を行うこと。

### (3) 回答方法

令和8年6月12日（金）午後5時までに、全質問に対する回答を市ホームページにおいて公表する。ただし、質問者を特定できる内容のほか、個人情報を含む内容、特殊な技術やノウハウ等質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがある内容は公表しない。

#### 【回答の掲載場所】

<https://www.city.kuwana.lg.jp/hokeniryo/kenkou/kenkou/keikakusakutei.html>

(4) 留意事項：電話及び口頭による質問、期限後の質問は一切受け付けない。

## 7. 参加申込書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後4時30分まで（必着）

### (2) 提出書類

1) 様式2 公募型プロポーザル参加申込書 … 1部

2) 様式3 法人概要書

様式の項目どおり概要を記載の上、次の書類を添付すること。

#### 【添付書類】

① 定款及び役員名簿の写し（最新のもの）

② 登記事項証明書（全部事項証明書）又は登記簿謄本

③ 印鑑証明書

④ 国税に係る納税証明書

法人：「その3の3」

（法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明）

個人：「その3の2」

（申告所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明）

⑤ 地方税に係る完納証明書又は納税確認書（地方税の未納がないことが分かるもの）

⑥ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）の写し（直近3期分）

注1）既に桑名市入札参加資格者名簿に登録済の事業者の場合、②③は添付不要。

注2）各証明書は、発行から3か月以内のもので原本とする。

### (3) 提出方法

上記（2）を電子メールで保健医療課に提出すること。

なお、件名は「【参加申込書類一式】桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務」とし、必ず電話で電子メールの到着確認を行うこと。

(4) 参加資格の確認

募集事務局（担当課）にて参加資格の確認を行った後、令和8年6月30日（火）までに審査結果を書面で通知する。

(5) 参加の辞退

参加申し込みをした事業者が本件の参加を辞退する場合は、速やかに、様式4「公募型プロポーザル参加辞退届」を電子メールで保健医療課に提出すること。

なお、件名は「【参加辞退届】桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務」とし、必ず電話で電子メールの到着確認を行うこと。

## 8. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月15日（水）午後4時30分まで（必着）

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式は任意）

② 見積書（様式は任意。「消費税抜き」価格で記載してください。）

③ 業務経歴書（様式5）

④ 業務実施体制（様式6）

※提出書類は、正本と副本を提出すること。

※副本については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印や画像等も含む。）にマスキング（塗りつぶし）を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。

※見積書には2年度分の合計金額(税込)を記入し、積算根拠を記入すること。

(3) 企画提案書の内容

① 自殺対策計画・健康づくりビジョン策定にあたっての考え方

② 住民アンケートの実施方法及び工夫点

③ 自殺対策に関するアンケート結果分析の手法、及び現状分析・課題分析の手法

④ 健康づくりビジョンに関するアンケート結果分析の手法（国・県方針、市の既存計画を踏まえた分析軸・手法、分析結果の可視化方法等）

⑤ 令和8・9年度の作業スケジュール（主要な中間報告・提出時期を明記）

⑥ 成果物（中間報告書、分析報告書等）の構成・内容及び改善・追加提案（仕様書に定める必須成果物の充実案、新規成果物の提案等）

⑦ その他、特記すべき独自の方針・内容

(4) 企画提案書における留意事項

国が示す方針や三重県の計画等に即した内容にするとともに、「桑名市いのち支える行動計画」（平成31年3月策定）及び「桑名市地域福祉保健計画」（令和2年3月策定）を踏まえた内容にすること。

(5) 企画提案書の作成方法

- ・ 様式は任意とする。
- ・ ファイル形式：PDF形式とする。
- ・ サイズ・方向：原則としてA4サイズ、横書きとする。
- ・ ページ制限：表紙を含め10ページ以内とする。  
図表等の都合でA3サイズを使用する場合は、1枚につきA4サイズ2ページ分と換算する。
- ・ 文字サイズ：本文は11ポイント以上とする。
- ・ 配色・図表：図表の使用や着色は自由とする。

(6) 提出方法

期限までに、提出用フォームから保健医療課に提出すること。

提出フォーム <https://logoform.jp/form/XAEm/1578288>

## 9. 提出された書類の取扱い

参加事業者から、市に提出された書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出期限後における書類の追加、訂正又は差替え等は認めない。
- (3) 提出された書類は、桑名市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、参加事業者が無断で使用しない。ただし、本件事業者の選定を目的として使用する場合は、この限りでない。
- (4) 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。ただし、契約相手先候補者として選定された事業者の企画提案書類については、本事業の目的を達成するために必要な場合に限り、市は無償で使用する事ができる。
- (5) 提出された書類に対して桑名市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、参加事業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、この限りでない。  
なお、本件事業者の選定前において、当該選定に影響が出る恐れがある情報は、選定後の開示とする。
- (6) 事業者から企画提案書類が提出されたことをもって、本実施要領等に記載の事項を全て承諾したものとみなす。

## 10. 契約相手先候補者の選定等

(1) 契約相手先候補者の選定

本件事業の契約相手先候補者は、4名の委員（以下「審査員」という。）で構成する「桑名市プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による審査を経て、市が決定する。

(2) 選定結果の通知・公表

契約相手先候補者の決定後、全ての参加事業者を選定委員会における審査結果及び選定結果を通知の上、市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び選定結果に対する質問は、一切受け付けない。

## 11. 選定委員会における審査

### (1) 審査の流れ

参加資格要件を満たす事業者を対象に審査（書類、プレゼンテーション・ヒアリング審査）を行う。

なお、選定委員会における審査は非公開とし、事業者名の記載のない副本で行う。その点を踏まえ、ヒアリング審査等において、審査員に事業者名が漏れることのないよう、十分注意すること。

### (2) 審査の内容

別紙2「審査基準表」に基づき、参加資格要件を満たす事業者から提出された企画提案書類を各審査員が評価し、企画提案書類に対して審査員からヒアリングを行い、各審査員が再評価する。

プレゼンテーション・ヒアリングの実施時間は一事業者30分程度とし、ヒアリング前に事業者から企画提案書類についてのプレゼンテーション（15分以内）を行うことができる。

### (3) プレゼンテーションの留意点

- ・ プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定の担当者が行い、出席者数は4名以内とする。
- ・ プレゼンテーションの際に PowerPoint 等を用いる場合は、機材等の準備のため、実施前日までに下記15. に連絡すること。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。

### (4) 評価順位の決定

審査終了後、各審査員の評価点を集計の上、各事業者の合計得点を算出し、合計得点により評価順位を決定する。

なお、合計得点と同じ場合は、評価基準の評価項目②（ア）の得点により、順位を決定するものとする。

また、合計得点が総評価点（満点）の6割に満たない事業者のほか、各審査員の評価において採点が「1（良くない）」と判断された審査項目がある事業者は、選定対象外として評価順位を付さない。

## 12. 契約締結

契約相手先候補者と市との間で仕様等に係る協議を行い、当該協議が調い次第、随意契約の方式により契約を締結する。

なお、契約締結に至るまでの間に本件の参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該事業者との契約は行わない。この場合において、市は一切の責任を負わない。

また、契約相手先候補者との協議が調わない場合又は契約相手先候補者が辞退した場合は、次点の契約相手先候補者と契約締結に向けた協議を行う。

### 13. 失格事項

次の事項に該当する事業者は、一度参加資格を認められた場合であっても、本件参加資格を喪失し、失格とする。

- (1) 企画提案書類の提出期限に遅れた者。
- (2) 企画提案書類に虚偽の記載をした者。
- (3) 本事業の上限額を超える提案をした者。
- (4) 本実施要領（募集要項）に記載の事項に違反したと認められる者。
- (5) 契約相手先候補者の決定までに本件の参加資格要件を満たさなくなった者。
- (6) 上記のほか、本件事業者の選定に影響を及ぼす恐れのある行為など、不正又は不誠実な行為を行ったと認められる者

### 14. その他留意事項

本件の参加事業者は、次の事項に留意すること。

- (1) 参加申込書類の提出時に本件の参加資格要件（3(7)を除く）を満たさない場合は、本件への参加を認めない。
- (2) 参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (3) 同一事業者からの複数提案は認めない。
- (4) 市から提供を受けた資料は、本件以外の用途に利用することを認めない。
- (5) 市は、必要に応じ、本件に係る募集を延期、中止又は取り消すことができる。
- (6) やむを得ない理由により、本実施要領（募集要項）の内容を変更する場合は、市ホームページで公表する。

### 15. 問合せ先、担当

桑名市保健福祉部 保健医療課 担当：安井  
桑名市中央町二丁目37番地 （桑名市役所2階）  
電話：0594-24-1182 FAX：0594-24-3032  
メール：cmedicine@city.kuwana.lg.jp